

令和7年度 養護老人ホームふるさと園 及び 特別養護老人ホームふるさと園 事業計画

令和7年(西暦2025年)は団塊の世代の皆さんが75歳以上の後期高齢者となり、介護サービスを必要とする高齢者のピークを迎えようとしています。

ふるさと園においても、介護サービスを必要とする高齢者の増加に対応し、できるだけ身近な場所で安心して暮らしていただけるよう、施設運営に励みたいと考えています。

利用者へのサービス低下を招かないように創意と工夫を重ね、介護を必要とされる方には尊厳をもって日々の生活を送っていただき、職員も誇りとやりがいを持って働き、介護の受け手と支え手が共に生きがいを感じられる施設を目指します。

養護老人ホームふるさと園においては、介護が必要でない方には、自立に向けての生活支援と要介護状態となられないよう毎日の生活の充実を図り、介護が必要な方には、訪問介護事業により安心して暮らせる生活環境の確保と介護サービスの提供を行います。

特別養護老人ホームふるさと園においては、現在提供している介護サービスの質の向上を図り、入所者一人ひとりに、尊厳を持って日々の生活を送っていただけるよう、介護サービスの充実を図るとともに行政機関や他の福祉施設など関係機関との密接な連携を図ります。

また、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの入所者への援助業務、健康管理等については、新型コロナウイルスをはじめとする感染症への対策を十分に行い、レクリエーション等の行事についても、その感染状況等に応じて適切に実施していきたいと考えています。

【Ⅰ】養護老人ホームふるさと園事業内容及び計画

1. 施設運営の理念

- (1) 「目配りの心」、「気配りの心」、「思いやりの心」を大切にした、何事においても常に利用者を中心に考えることのできる施設づくりに努める。
- (2) 利用者にとって、ふるさと園が「もうひとつのわが家としての暮らしの場」と思ってもらえるような施設づくりに努める。
- (3) 利用者一人ひとりが「できる限りその人らしい自立した生活」を送るための援助に努める。

2. 援助業務における基本姿勢

- (1) 利用者一人ひとりの人生を大切にした援助を行う。
- (2) 利用者自身が積極的に生活を行うことができるよう援助を行う。
- (3) 有意義で快適な生活の場となるよう援助を行う。
- (4) 信頼関係の確立とニーズの把握に努める。
- (5) 介護を必要とされる利用者の方には、一人ひとりの生活を大切にした介護サービスを提供する。
- (6) ニーズを的確に把握し、適切な介護サービス計画の作成と計画に基づいた介護サービスを提供する。

3. 援助の内容

- (1) 生 活 心身の健康と機能の保持と利用者間の協調を図る。
手芸教室・書道クラブ・レクリエーション・
おやつ作り・健康体操・軽体操・付き添い外出・
個別外出（天理駅送迎）
- (2) 食 事 生活の潤いと健康保持と疾病予防のため、栄養のバランスと嗜好に留意した食事を提供する。
◇提供する食事形態

主食：米飯食・粥食・おにぎり食・ミキサー食

副食：普通食・一口大きざみ食・きざみ食・ソフト食・
ミキサー食・減塩低カリウム食

◇特別食

月例食：誕生日食

季節食：おせち・七草粥・節分・ひなまつり・土用の丑等

行事食：新年会・花見会・敬老会・クリスマス会・忘年会

◇選択メニューの実施

(3) 健康管理 嘱託医と連携を図り、疾病の予防と早期発見に努める。

◇保健看護

嘱託医内科検診・結核検診・体重測定・身長測定・血圧測定・
尿検査・機能訓練(リハビリ)・インフルエンザ予防接種・
新型コロナウイルスワクチン接種

◇入 浴

一般浴：女性（毎週月曜日・木曜日の2回）

一般浴：男性（毎週火曜日・金曜日の2回）

特殊浴：男性・女性（毎週水曜日・土曜日の2回）

シャワー浴：希望者随時

(4) 年間予定

4月 花見会

5月 外出レクリエーション

ワックス清掃・健康診断（採血、検尿）

6月 外出レクリエーション 寝具入れ替え

7月 七夕会・外出レクリエーション

8月 盆供養 縁日祭

9月 敬老会・健康診断(レントゲン検診)

10月 秋祭り・消防訓練(昼間想定)・寝具入れ替え

11月 バイキング、運動会、健康診断（採血、検尿）、

インフルエンザ予防接種

12月 クリスマス会・忘年会

1月 新年会

2月 節分会

3月 お菓子作り・消防訓練(夜間想定)

(5) 月例予定

誕生日会・カラオケ・書道・手芸・

工作活動・軽体操・体重測定・血圧測定

4. 外部サービス利用型特定施設(天理市立養護老人ホームふるさと園)

養護老人ホームふるさと園入所者で、要支援及び要介護と認定され、特定施設入居者生活介護の利用契約を結んだ方に対し、ケアプランの作成及び生活相談、安否確認等を行います。

5. 指定訪問介護事業(天理市訪問介護事業所ふるさと園)

外部サービス利用型特定施設入居者に対して、ケアプランに基づいた身体介護サービス及び生活支援サービス等の提供を行います。

6. 障害者の雇用

入所者処遇特別加算制度実施要綱に基づき、障害がある人を非常勤職員として雇用し、施設の床、トイレ等の清掃業務に従事してもらうことにより、利用者へのサービスの向上を図ります。

【Ⅱ】特別養護老人ホームふるさと園事業内容及び事業計画

1. 施設運営の理念

- (1) 「目配りの心」、「気配りの心」、「思いやりの心」を大切にしたり、何事においても常に利用者を中心に考えることのできる施設づくりに努める。

- (2) 利用者にとって、ふるさと園が「もうひとつのわが家としての暮らしの場」と思ってもらえるような施設づくりに努める。
- (3) 利用者一人ひとりが、できる限りその人らしく、いきいきとした生活を送るための介護サービスの提供に努める。

2. 介護業務における基本姿勢

- (1) 利用者一人ひとりの生活を大切にした介護サービスを提供する。
- (2) 利用者一人ひとりが、これまでされてきた生活を大きく変えることなく過ごすことができる介護サービスを提供する。
- (3) 利用者一人ひとりに、「安心して生活していける」そして「生きていて良かった」と思ってもらえる介護サービスを提供する。
- (4) 利用者及びその家族の意向とニーズを的確に把握し、適切な介護サービス計画の作成と計画に基づいた介護サービスを提供する。

3. 援助内容

- (1) 生 活 心身の健康と残存機能の維持向上を図る。
ビデオ鑑賞・書道クラブ・健康体操・散歩・工作活動(カレンダーづくり)・リハビリ体操・遊びリテーション
- (2) 食 事 生活の潤いと健康保持、疾病予防と利用者個々の咀嚼嚥下能力に配慮し栄養バランスと嗜好に留意した食事を提供する。

◇提供する食事形態

主 食：米飯食・おにぎり食・粥食・ミキサー食

副 食：普通食・一口きざみ食・きざみ食・ソフト食・

ミキサー食・減塩低カリウム食

◇特別食

月例食：誕生日食

季節食：おせち・七草粥・節分・ひなまつり・土用の丑等

行事食：新年会・花見会・敬老会・クリスマス会・忘年会

◇選択メニューの実施

- (3) 健康管理 嘱託医と連携を図り、疾病の予防と早期発見に努める。

◇保健看護

嘱託医内科検診・結核検診・体重測定・身長測定・血圧検査・
尿検査・機能訓練(リハビリ)・インフルエンザ予防接種・
新型コロナウイルスワクチン接種

◇入 浴

一 般 浴：毎週火曜日・金曜日の2回
リフト浴：毎週火曜日・金曜日の2回
特 殊 浴：毎週月曜日・木曜日の2回
シャワー浴：随時

- (4) 口腔衛生管理 状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行い、口腔の健康を保持する。

- (5) 年間予定

4月 花見会・園だより発行
5月 春のレクリエーション・健康診断(採血、検尿)・ワックス清掃
6月 寝具入れ替え
7月 セタ会・食事会(家族交流会)
8月 盆供養・園だより発行
9月 敬老会・健康診断(レントゲン検診)
10月 秋祭り・消防訓練(昼間想定)・寝具入れ替え
11月 バイキング、健康診断(採血、検尿)・インフルエンザ予防接種
12月 クリスマス会・忘年会・園だより発行
1月 新年会
2月 節分
3月 食事会(家族交流会)・消防訓練(夜間想定)

- (6) 月例予定

誕生日会・書道・工作活動・体重測定・血圧測定

4. 指定居宅サービス短期入所生活介護事業(併設型)

【Ⅲ】 共 通 事 業

1. 防災対策

人命の安全確保を第一義とし、特に火災発生の予防・防止については特段の配慮に努める。そのための防災設備はもとより、自衛消防訓練（初期消火・通報・避難誘導）を年2回実施し、防災意識の高揚と災害の予防・防止に努める。

※なお、非常食として、ご飯、麺、缶入りパン、水など3日分相当備蓄しています。

- (1) 施設内の防災設備の整備点検(年2回実施)
- (2) 自衛消防訓練(年2回実施、うち1回は夜間想定)
- (3) 屋外喫煙場所の指定及び遵守励行の徹底

2. ボランティア及び実習生の受け入れ

各種ボランティア及び介護福祉士養成施設、福祉系並びに教育系大学よりの実習生の受け入れを行う。

(1) ボランティア受け入れ

理容（月1回）・美容（月1回）

保育園児、小学生、中学生、高校生の訪問

各種団体の訪問及び清掃奉仕等

(2) 実習生受け入れ

介護福祉士養成校の介護実習

ホームヘルパー養成講座受講生の介護実習

社会福祉系大学の施設実習、教育大学の福祉施設体験学習

3. 地域における施設としての地域住民との交流

中学校への出前による講演・実技指導

保育園児訪問の受け入れ

4. 職員の資質及び専門性の向上

高齢者介護のあり方及び利用者ニーズの変化は激しく、この変化を的確に捉えることは高齢者介護に携わる者には不可欠なことです。さまざまな変化の中で、これまで行ってきた老人福祉施設としての基本姿勢を大切にしつつ、求められる利用者ニーズをきちんと把握し、利用される方々に喜ばれるサービスの提供が行えるよう、職員の資質と専門性の向上を図ります。

(1) 諸会議

職員会議(全職員対象)

施設運営及び利用者への対応全般について検討会議を行い、基本的方針を決定する。

① 養護ケアプラン会議

(養護生活相談員・特定生活相談員・訪介サービス提供責任者・
介護職員・看護師・管理栄養士)

養護版ケアプランにより処遇計画について検討協議を行い、一般入所者に対しては自立に向けての支援を図り、要支援及び要介護の認定を受けている入所者の方には、必要かつ適切な介護サービスの提供を図る。

② 特養ケアプラン会議

(特養生活相談員・介護支援専門員・介護職員・看護師・管理栄養士)

特養版ケアプランにより特養利用者の介護サービス計画について検討協議を行い、サービス計画を策定し、安心・安定した生活の継続とサービスの提供を図る。

③ 給食会議

(園長・管理栄養士・調理職員・介護職員・看護師・生活相談員)

利用者の食に対するニーズ及び提供する食事のメニュー等について検討協議を行い、食への楽しみと生活の潤いを図る。

④ 感染対策検討委員会会議(全職員対象)

感染症・食中毒の予防及びまん延防止と、入所者の安心と安全確保を図るため必要に応じ会議を開催する。

⑤ 事故発生防止検討委員会会議（全職員対象）

介護等のサービス提供に関わる事故を防止し、安全かつ適切で質の高い介護を提供するために必要に応じ会議を開催する。

⑥ 身体拘束廃止検討委員会会議（全職員対象）

生命及び身体保護のための緊急やむを得ない場合を除き、「拘束しない介護等」を目指すため必要に応じ会議を開催する。

⑦ 褥瘡予防対策検討委員会会議（全職員対象）

寝たきり状態に伴う褥創発生の予防、発生時の早期対応により、褥創リスクの高い入所者が健康で生き生きとした生活を送れることを目指し必要に応じ会議を開催する。

⑧ 虐待防止検討委員会

虐待が起こらないよう、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指し開催する。

⑨ 業務継続計画（BCP）に伴う会議等

感染症発生及び自然災害発生時に、入園者の生命を守り、生活の継続を目的に、計画の見直し、訓練、研修等を行う。

（２） 検討会

日々の業務において現状に甘んじることなく常に疑問を持ち、より良い援助介護のあり方を探求し続ける姿勢を維持し、かつサービス内容の向上を図るため事例に基づき検討する。＜ヒヤリハット・事故等の検討、サービスの検討、行事の検討、マニュアルの見直し、スタッフ会議等＞

（３） 研 修

＜外部研修＞

- ・ 奈良県老人福祉施設協議会主催の職員研究会議及びテーマ別研修
- ・ 近畿老人福祉施設協議会職員研修会及び各種研修会
- ・ 奈良県社会福祉協議会主催の各種研修会
- ・ 老人福祉関係の各種研修会

＜施設内研修＞

- ・ 事故発生防止、感染症・食中毒の予防及びまん延防止、身体拘束廃止、虐待防止、褥創予防等に向けた職場内研修

- ・ 外部研修会受講者の研修事例に基づく職場内研修
- ・ 新任職員採用時研修